

インフラDX推進事業費補助金交付要綱

(通則)

第1条 インフラDX推進事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付については、秋田県財務規則（昭和39年秋田県規則第4号。以下「財務規則」という。）の規定によるほか、この要綱の定めるところによる。

(補助金の交付申請)

第2条 インフラDX推進事業実施要領第9条の規定により、補助対象事業者に選定された者が補助金の交付の申請をする場合は、補助金交付申請書（様式第1号）を知事に提出するものとする。

(補助金交付の条件等)

第3条 補助金の交付を決定するに当たっては、財務規則第249条の規定により、次に掲げる事項について条件を付すものとする。

- (1) 補助金を目的以外に使用しないこと。
 - (2) 次に掲げる場合はあらかじめ知事の承認を受けること。
 - ア 補助事業の内容を変更するとき（軽微な変更を除く。）
 - イ 補助事業を中止し、又は廃止するとき
 - (3) 補助事業が予定の期間内に完了しないと見込まれるときは、速やかに知事に報告し、その指示を受けること。
 - (4) 法令その他の関係規定を遵守するとともに、知事の指示及び命令事項を確実に履行すること。
- 2 前項第2号の規定による知事の承認の申請は、次に掲げる申請書によるものとする。
- (1) 補助事業変更承認申請書（様式第2号）
 - (2) 補助事業中止（廃止）承認申請書（様式第3号）
- 3 第1項第2号の規定による軽微な変更の範囲は、補助金の交付目的に反しない事業内容の変更で、次に掲げるすべてのものに該当するものとする。
- (1) 補助金の交付決定額の20パーセント未満の減変更
 - (2) 補助対象経費の20パーセント未満の増減変更
- 4 第1項第3号の規定による報告は、補助事業実施状況報告書（様式第4号）によるものとする。

(交付決定通知等)

第4条 財務規則第250条の規定による補助金の交付の決定の通知は、補助金交付決定通知書（様式第5号）によるものとし、財務規則第252条の規定による変更交付

決定の通知は、補助金交付決定変更書（様式第 6 号）によるものとする。また、前条第 1 項による補助事業変更承認の通知は、補助事業変更承認書（様式第 7 号）によるものとする。

（状況報告）

第 5 条 前条の補助金交付決定通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、知事が報告を求めた場合には、補助事業の遂行状況について、補助事業遂行状況報告書（様式第 8 号）を提出しなければならない。

（実績報告）

第 6 条 この補助金の実績報告は、補助事業完了後 15 日以内又は当該年度 2 月 27 日のいずれか早い日までに補助事業実績報告書（様式第 9 号）を提出して行うものとする。

2 前項の報告書には、次に掲げる書類を添付するものとする。

- (1) 事業実績書（様式第 10 号）
- (2) 収支精算書（様式第 11 号）
- (3) 財産取得状況報告書（様式第 12 号）

（補助金の額の確定）

第 7 条 財務規則第 256 条の規定による額の確定は、補助金の額の確定通知書（様式第 13 号）によるものとする。

（補助金概算払）

第 8 条 財務規則第 258 条第 2 項の規定により補助金の概算払を受けようとする事業者は、補助金等概算払（前金払）申請書（様式第 14 号）に請求書を添えて提出するものとする。

（財産処分の制限等）

第 9 条 財務規則第 261 条の規定により、知事の承認を受けなければ処分をすることができない財産は、設備、機械器具、装置、構築物、無形財産であって、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に規定するもののうち補助事業が完了した日の翌日から起算して同省令にそれぞれ定める耐用年数を経過していないものとする。

2 前項の承認は、取得財産目的外処分承認申請書（様式第 15 号）によるものとする。

3 補助事業者は、第 1 項の承認を受け財産を処分した場合において、その処分に伴い収益を得たときは、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を県に納付し

なければならない。

(帳簿等の整備)

第10条 補助事業者は、補助事業の経理について収支の事実に関する証拠書類を整理し、これらの書類を補助事業が完了した日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則 (令和7年3月12日技管－813)

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。